年金・税

事業名	内容	対象者及び要件	窓口
退職共済年金	老齢基礎年金の受給資格を満たしている方に、掛け金に応じた額が支給されます。	65歳以上の方 (60歳より特別支給あり)	各共済組合
老齢厚生年金			年金事務所
老齢基礎年金	保険料を納めた期間と免除された期間及び合算対象期間を合わせて10年以上ある方に支給されます。	65歳以上の方 (60歳より繰り上げ請求可)	福祉総務課 TEL(918)5070
老齢福祉年金	国民年金が発足した当時すでに高齢に達していたため、拠出制年金に加入できなかった方、または加入を要しなかった方に支給されます。	明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方、又は大正5年(1916 年)4月1日までに生まれた方で一定の要件を満たしている方	
高齢者特別給付金	国民年金が発足した当時すでに高齢に達していたため、老齢基礎年金等に加入できなかった方、または加入を要しなかった方に支給されます。	大正15年(1926 年)4月1日以前に生まれた外国人高齢者等で一定の要件を満たしている方	高齢者総合支援室 ＜高年福祉担当＞ いきいき係
障害者控除認定	身体障害者等に準ずる者として市長が認めた高齢者又はその扶養者に障害者控除対象者認定書が交付されます。	精神又は身体に障害のある65歳以上の方で要介護認定を受けており市長が認める方	高齢者総合支援室 ＜高年福祉担当＞ 高年福祉係
寝たきり要介護者のおむつ代の医療費控除	6か月以上ねたきりで医師におむつの必要性を認められた人のおむつ代は確定申告の際、医療費控除の対象となります。申告には医師の「おむつ使用証明書」が必要ですが、それに代わる書類を市が発行できる場合があります。	要介護認定を受けており、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降で、医師の同意があるなど、一定の要件を満たしている方	高齢者総合支援室 ＜介護保険担当＞